

平成 2 0 年度第 1 回兵庫県河川審議会

議 事 録

平成 2 0 年 8 月 2 1 日

兵 庫 県

平成20年度第1回 兵庫県河川審議会

平成20年8月21日(木)

兵庫県農業共済会館7階 大会議室

司会 皆様、それでは定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第1回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私は本日の司会をさせていただきます事務局の小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第でございます。それから委員皆様の名簿、その裏に事務局の名簿、それから河川審議会条例と関係条例、関係法例でございます。それから、このカラーのものでございますが、都賀川の水難事故についてということで、報告をさせていただきます資料でございます。

続きまして、本日ご審議いただきます洲本川水系河川整備基本方針(案)でございます。続きまして資料1-2でございますが、流域及び河川の概要に関する資料でございます。それから資料1-3、治水に関する資料でございます。続きまして資料1-4、利水に関する資料でございます。続きまして資料1-5、環境に関する資料でございます。資料1-6、変更対照表でございます。資料1-7、パブリック・コメントに関する資料でございます。それから資料1-8、パワーポイントで説明する資料でございます。

続きまして、参考資料といたしましてA3版でございますが、県内の2級河川の概要についての資料でございます。そのほか兵庫県が作成しておりますパンフ3部でございます。

皆様、以上ですが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日の審議会の成立の関係でございます。本審議会の委員数は、合計16名でございます。本日は、代理出席を含めまして13名の皆様にご出席をいただいております。兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、お手元の資料によりまして会議を進めさせていただきたいと思えます。

まず初めに、県土整備部参事の松本からごあいさつを申し上げます。

松本県土整備部参事 失礼します。県土整備部参事の松本でございます。本日は大変お忙しい中、この兵庫県河川審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本来であれば土木局長の河野が出席しまして、ごあいさつをするべきでございますが、行財政構造改革調査特別委員会が入っておりますので出席がございませんので、私の方からごあいさつを申し上げます。

まず初めに、委員の皆様は、既にご承知かと思えますけれども、去る7月28日に神戸市の灘区を流れております都賀川におきまして、局地的な集中豪雨により水位が急上昇しまして、その結果、子供3名を含む5名の方の尊い命が失われるという水難事故が発生しました。この水難事故の詳細につきまして、議事に入ります前に若干お時間をちょうだいしまして、担当課の方から報告をさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

さて、兵庫県河川審議会でございますが、今年度は審議会を本日で11月ごろ、そして来年の2月ごろの計3回、そして現地調査を12月ごろに1回予定しておりますので、ご多忙とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題と致しましては、まず、村本前会長の退任に伴いまして会長職が空席となっております。河川審議会条例第6条の規定に基づきまして、会長の選出をお願いいたします。

次に、前回諮問させていただきました洲本川水系の河川整備基本方針（案）につきまして、前回の審議会でのご意見、そして、その後のパブリック・コメントによる県民の皆様からのご意見等を踏まえまして、その修正案を作成しておりますので、ご審議の上、答申をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

司会　　続きまして、本日まで出席をいただいております委員の皆様方をご紹介させていただきます。

まず、今回の審議会から新たに就任していただきます7名の委員様をご紹介させていただきます。

まず、財団法人河川環境管理財団研究顧問兼大阪研究所所長で京都大学名誉教授の井上和也様でございます。

井上委員　　井上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

司会　　続きまして、兵庫県議会議員、内藤兵衛様でございます。

内藤委員　　内藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

司会　　続きまして、兵庫県土地改良事業団体連合会常務理事の安部優吉様でございます。

安倍委員　　安倍でございます。よろしく申し上げます。

司会　　続きまして、兵庫県内水面漁業協同組合連合会理事、吉田忠弘様でございます。

吉田（忠）委員　　吉田です。よろしくお願いいいたします。

司会　　続きまして、兵庫県市長会会長で西宮市長の山田知様、近畿経済産業局産業部長の波留静哉様、近畿農政局農村計画部長の阿部和昭様、このご三名は、本日は代理出席をいただいております。

山田委員の代理で兵庫県市長会参事の垣尾様でございます。

垣尾委員 垣尾です。よろしくお願いいたします。

司会 波留委員の代理で産業課調査官の明渡様でございます。

明渡委員 明渡です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 阿部和昭委員の代理で水利計画官の柴田様でございます。

柴田委員 柴田です。よろしくお願いいたします。

司会 続きまして、昨年度に引き続き委員をお願いしております6名の方々をお手元の出席者名簿の順にご紹介させていただきます。

社団法人淡水生物研究所理事長兼所長の森下委員でございます。

森下委員 森下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ラジオ関西編成制作局編成部チーフプロデューサーの吉田秀子委員でございます。

吉田（秀）委員 吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 兵庫県議会議員の永富委員でございます。

永富委員 永富でございます。よろしくお願いいたします。

司会 兵庫県町村会監事であり市川町長の尾崎委員でございます。

尾崎委員 尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

司会 関西電力株式会社総務室長の保田委員でございます。

保田委員 保田でございます。よろしくお願いいたします。

司会 阪神水道企業団企業長の山中委員でございます。

山中委員 山中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 続きまして、兵庫県の出席者をご紹介します。

先程ごあいさつさせていただきました部参事の松本幸男でございます。

松本県土整備部参事 よろしく申し上げます。

司会 その隣でございますが、河川整備課の森脇康仁でございますが、本日、

所用のため少し遅れることとなります。申し訳ございません。

司会 続きまして、河川計画室長の永井隆夫でございます。

永井河川計画室長 永井でございます。よろしくお願いいたします。

司会 続きまして、武庫川企画調整課長の森口昌仁でございます。

森口武庫川企画調整課長 森口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 最後になりましたが、淡路県民局県土整備部長代理で洲本土木事務所災害復興事業室長の東忠雄でございます。

東災害復興事業室長 東です。よろしくお願いいたします。

司会 そのほか事務局の出席者は名簿のとおりでございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日第1番目の議事は、あいさつにもありましたが、会長選出でございます。兵庫県河川審議会運営要綱第6条1項には、会議は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする規定されており、運営に関する議事である会長選出は非公開での審議となります。ただし、議事録につきましては皆さんに確認をしていただいた上で公開させていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、兵庫県河川審議会条例第6条の規定に基づき、会長の選出に入らせていただきます。同条第2項の規定により、会長は委員の皆様方の互選によりということに定まっております。皆さん、いかがいたしましょうか。どなたかご意見がございますでしょうか。

はい、山中委員よろしくお願いいたします。

山中委員 事務局からの提案を聞いてみるということではいかがでしょう。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

司会 ありがとうございます。

ただいま山中委員からご提案をいただきました。他に皆様からご意見がないとい

うことなので、それでは事務局から提案をお願いいたします。

永井河川計画室長 河川計画室長の永井でございます。

事務局からの提案ということで、私の方からご提案をさせていただきます。

河川審議会の会長は井上委員にお願いしてはどうかと思っております。

井上委員には、平成17年3月まで京都大学工学部の教授を務められ、河川工学の専門家でございます。また、京都大学防災研究所長や国土交通省の各種委員も務められ、幅広い知識と見識をお持ちでございます。

以上、ご提案をさせていただきましたが、いかがでしょうか。よろしくご審議をいただきたいと思っております。以上でございます。

司会 皆様、ただいまの提案について、ご意見ありましたらよろしく願いたいいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

司会 ありがとうございます。

皆さんご意見ないようなので、井上委員に会長をお願いしたいと思います。井上委員よろしく思います。

井上会長 ご指名いただきました井上でございます。大変不束でございますが、この河川審議会の審議が円滑に進みますよう、委員の皆様方よろしくご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いたいいたします。

司会 それでは、この会議の議長でございますが、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定によりまして、会長が務めるということになっております。井上会長よろしく願いたいいたします。そうしましたら議長席の方に。

井上会長 それでは、ご指名ですので議長を務めさせていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、お手元の「平成20年度第1回兵庫県河川審議会」次第に従いまして、議事を進めていくことにいたします。まず、その前に、兵庫県河川審議会条例第

6条第4項の規定によりますと、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行することになっております。私としましては引き続き道奥委員、本日ご欠席ですが、に代行をお願いしたいと思っております。道奥委員、本日欠席ですが、後日私から連絡して、ご了承いただこうと思っております。

次に、後日作成いたします本日の議事録の署名人を定めておきたいと思えます。

運営要綱第7条第2項によりますと、議事録は、議長と議長が指名する委員1名が署名して確定することになっております。今回は、吉田秀子委員に議事録署名人をお願いしたいと思えますが、吉田秀子委員よろしいでしょうか。

吉田（秀）委員 わかりました。

井上会長 それでは、よろしく願いいたします。

次に、審議会の公開についてですが、本日は傍聴のお申し出がございません。兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づき、本審議会は原則公開となっておりますが、本日は傍聴のお申し出がなかったことをご報告いたします。

それでは、先ほど、松本参事のごあいさつの中にありました都賀川の水難事故につきまして、事務局から報告したいというお申し出がありましたので、審議に入ります前に、その報告をお願いしたいと思います。事務局よろしく願いします。

中村河川整備課課長補佐兼治水係長 河川整備課の中村でございます。都賀川水難事故について報告させていただきます。それでは、パワーポイントで説明させていただきますので、前のスクリーンの方をご覧ください。

まず、今回水難事故がありました都賀川でございますが、審議会が開かれております県庁周辺から東へ5キロの地点に流れております2級河川でございます。都賀川を含みます表六甲の河川につきましては、下流の方から阪神高速、それから国道43号線、それから阪神電鉄、国道2号、JR神戸線、阪急電鉄、これらの主要な東西の基幹交通が横切っております。

続きまして都賀川の概要でございますが、都賀川は上流の柚谷川と六甲川の合流地点から河口に至ります間 1 . 7 9 キロの河川でございます。治水基準点としております国道 2 号の橋梁であります西灘橋地点におけます流域面積は 8 . 5 7 平方キロメートルとなっております。河川の勾配でございますが、河口から約 8 0 0 メートルの基準点としております西灘橋付近までは大体 6 0 分の 1 から 2 0 0 分の 1 となっております。西灘橋から上流 8 0 0 メートル、水位局を設けています甲橋付近まで、この間は 3 5 分の 1 ぐらい、それより上流につきましては 2 0 分の 1 程度と、急流な河川となっております。上流域につきましては六甲山系の山林で、下流域に約 2 割程度、市街化された区域がございます。これらの市街地からの雨水の流入は、雨水の幹川ですとか表面流となって直接都賀川の方に流れ込んでまいります。

次に、当日の雨と水位の状況でございます。都賀川で事故がありました篠原橋のすぐ上流に甲橋がございます、こちらに県の水位観測所がございます。それから流域内には、こちらに六甲砂防事務所の永峰雨量局がございます、その他、流域内 3 地区に、こちらにも六甲砂防の観測所ですけれども、雨量局が点在しております。

次に、雨の状況でございますが、14時30分から40分の10分間に大体2ミリから8ミリ程度の降雨を観測しております。14時40分から14時50分にかけて10分間に3ミリから24ミリ、それから14時50分から15時にかけての10分間では3ミリから13ミリの降雨が観測されておまして、その間の水位上昇は、こちら側の折れ線グラフになりますけれども、14時40分から14時50分の間に急激に1メートル34センチ上昇しております。

こちらのグラフ、雨の方で見ていただきますと、この上の方にずっと並んでいますが、山間部の方の観測所です。こちら下の方にあります、こちらが永峰の観測所、こちらが鶴甲の観測所です。こちらは山裾の市街地の上流端ぐらいに存在

する観測所ですけれども、山間部よりも山裾の方で強い雨が降っているということが見て取れます。この10分間に降りました強い雨が時を置かずして水位の上昇につながっているということがわかります。

次に、都賀川の甲橋付近の水位上昇の状況でございます。県が水位局を設けております甲橋の下流側に神戸市がモニタリングカメラを設置しております。これは概ね2分間隔で静止画像が記録されておりました、このモニタリングカメラと申しますのが、神戸市が市民自らが水害の備えをしてもらえるようにということで、インターネットで河川の画像をリアルタイムで提供するために設置したものでございまして、市内の河川30カ所に設置されております。

上の映像、こちらの写真がそのカメラの写真でございます。こちらが14時40分の状況でございますが、川の低水路をさらさらと流れているような状況です。ちょうどこのころ雨が降り始めまして、それから14時50分、10分間で水位が1メートル1センチまで急上昇しております。こういった状況です。

こちらの甲橋付近の横断図で見ていただきますと、14時40分ぐらいの水位というのがこちらですね。水路をさらさら流れている。わずか10分間で1メートル34センチ上昇いたしまして、こちらまで水位が上がってきたということですね。ちょうど人が歩ける散策路がこちらにございますが、ここでの水深で見ますと70センチから80センチぐらいに上がってしまうというような状況です。例えば大人の腰あたりに相当するぐらいの深さでございますが、こちらの河川の勾配から考えて、ここで七、八十センチの水位があると、大人でも歩行が困難というような状況だと思います。

次に、28日の水難事故の当時の状況でございます。まず、新聞報道、警察の方の発表によりますと、学童保育所「どんぐりクラブ」の児童2人を含めます児童が篠原橋付近で水遊びをしていましたところ、雷が鳴り始めましたために指導者の方が篠原橋の下まで誘導して雨宿りをしていったという状況です。その雨宿り

の途中で雨が激しくなっただけでまいりましたので危険を感じて、篠原橋の上流にあります階段を目指して避難をしたんですが、避難が間に合いません、2人の児童が流されたという状況です。

それから、都賀野橋で雨宿りをしておりました叔母さんと姪の園児のお二人ですが、けれども、それもこちらで雨宿りをしておったのを目撃されておるんですが、後に河口付近で遺体で発見されております。

それから、JRの高架下で、こちらは32歳の男性ですがけれども、ショルダーバッグを枕にして昼寝をされているところを目撃されておるんですが、この方も30日未明に河口で遺体で発見されたという状況です。

当時、多くの方が河川敷におられたと思われるんですが、非常に急激な水位上昇であったために何人かの方が逃げおくれまして流されたという状況で、警察、消防を初め周辺の住民の方々が救助に当たりましたが、5人の方の尊い命が失われたという状況になっております。

続きまして、都賀川の河川の整備についてでございます。都賀川では従前から「都賀川を守ろう会」といったような会が、昔のように魚が棲めるような川づくりをしていこうというようなことで活動されておりまして、市民の間にはアユを初めとしました生物の良好な生息環境の創出ですとか親水空間の確保ですとか、良好な河川環境の創出についてのニーズがございました。また、阪神大震災の際に、河川の流水が消火用水ですとか生活雑水に有効に利用されたとかということがございまして、河川のそういった緊急時の利用等の設備の整備についてもニーズがございました。

平成8年から17年にこちらの河川改修をしておるんですが、改修に当たりましては「都賀川を守ろう会」ですとか地元の自治会、区役所などと協働いたしまして、河川整備の方法などについて協議・検討を重ねました結果、自然石ですとか環境ブロックを用いまして、魚などの生息空間となるような空隙を設けましたり、

水の流れにも変化をつけるなど、生物に優しい水路の整備を行ってきたところ
です。あわせて階段やスロープ、遊歩道などの親水施設の整備も行ってきた
ところ。同時に、これらにあわせてその注意看板の設置ですとか出前講座
とか、各イベントに際しまして安全とかマナーに関する啓発の取り組みも行っ
てきたところですが、こういった事故が起こってしまったということです。

続きまして、今回の水難事故を受けまして、県としまして次の取り組みを行っ
ております。まず一つ目といたしまして、親水施設を有する表六甲河川の中の13
水系の15河川でこういった親水施設がございますので、そちらの緊急総点検を
実施しております。こちら8月4日から8日かけて点検して取りまとめを行
いまして、今現在これらの検討の結果、階段の位置ですとか間隔、看板の設置状況
とか標示内容等について検討を加えまして、具体的な対応策について検討を行
っているところでございます。

2つ目が河川利用者への情報提供、防災意識の啓発についてでございます。特に、
急激に水位上昇を起こす危険がございますので、こういった情報の周知徹底を図
りますとともに、大雨の注意報とか警報が発令されているといったような気象情
報が簡単に得られるような方法、これらを出前講座でありますとか、いろんなパ
ンフレット、リーフレット等を通じまして啓発を実施しておりますところござい
ます。また、暫定看板といたしまして従前から多くの意識啓発の看板があつたん
ですが、内容につきましてもっとわかりやすく、避難の判断の材料となりますよう
に基準を入れた緊急の掲示看板、注意喚起看板の設置を進めております。

3つ目がこれらの急激な増水のため、これを知らせるための警報システムの検討
でございます。河川の利用者が的確に安全に避難する、その判断を助けるために
警報システムを検討しておりますが、これらは従来は水位の上昇ですとか雨量を
感知して作動しておつたんですが、こういった表六甲の河川では間に合わないこ
とが多ございますので、気象警報、注意報等に直結したシステムを今検討してお

ります。ただ、これらの対応策ができるだけ早く実施できるように行っているんですが、これらの対応策につきましては、これだけで河川利用者の安全が確保できるものではございませんで、補助的なものにすぎません。安全に河川を利用していただくためには、河川利用者や地域の方々が河川の危険性というものの共通認識を持っていただくことがベストなんです。また、これらの啓蒙・啓発には地域の方々の協力が必要となってまいりますので、これらの対策を進めていくに当たりましては、地域の方や地元の団体と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

井上会長 ありがとうございます。楽しい夏休み中の思いもかけない水難事故で、大変痛ましいことと考えております。再発防止に万全を期していただきたいというふうに考えております。

次に、県内2級河川の概要に関する参考資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

八木下河川計画室計画係長 河川計画室の八木下でございます。よろしく願いいたします。

県内2級河川の概要について、A3横長の大きなサイズの資料を用いて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、ページをめくっていただきますと兵庫県の地図がございます。兵庫県には1級水系が5水系、2級水系が92水系ございます。1級水系の河川整備基本方針については国土交通省が策定することとなっております。現在、猪名川、揖保川、円山川、由良川については既に策定されておまして、残っております一つ、加古川も間もなく策定されると聞いております。

この兵庫県河川審議会でご審議いただく2級河川の河川整備基本方針については、県内92水系のうち現在事業実施中、あるいは事業予定の34水系から優先的に

策定していくということにしておりまして、平成19年度末までに92のうち28水系について河川審議会でご審議いただいた上で答申をいただいております。28水系のうち20水系については国土交通省の同意を得まして、既に策定済みとなっております。残り8水系については現在、国土交通省に同意申請中でございます。

この地図の河川管内図で既に答申をいただいた28水系、これを黒色で着色しまして、本日ご審議いただく洲本川を黄色で着色しております。これで既に策定、答申をいただいたものと本日の分をご確認いただきたいと思います。

洲本川は諭鶴羽山地を源としまして、洲本平野を流れて大阪湾に注ぐ、流域面積86.5平方キロの2級河川でございます。説明については後ほどさせていただきます。

次のページをお願いいたします。この2ページ目の表につきましては、本県が優先的に基本方針の策定を目指しています34水系の概要をまとめた一覧表でございます。本日ご審議いただく洲本川を先ほどの地図と同じように黄色で着色しております。番号については先ほどの地図と同じ番号でございます。

この表の左半分では、河川の流域面積や流域内の人口、資産、流域の土地利用の状況などを整理してございます。また、表の右半分では、基本方針における治水の計画規模、計画基準点、基準点における集水面積、基本高水流量、計画高水流量、洪水調節施設などをまとめております。洲本川の概要等につきましては、ご審議の際に詳細にご説明させていただきます。

次、3ページ目をお願いいたします。3ページ目には、これまでに審議会に基本方針を諮問いたしました29水系の基本高水の比流量図でございます。このプロットの番号は、先ほどの一覧表の番号と合わせております。

比流量と申しますのは、右の下の方に式を書いておりますが、基準点の基本高水のピーク流量を基準点の集水面積で割ったものでございます。縦軸に比流量、横

軸に集水面積をとりますと通常、この表のように右下がりの幅を持った領域にプロットが集まります。つまり、流域面積が大きくなるほど比流量は小さくなるというような傾向がございます。この比流量図は基本方針で定める基本高水流量が妥当な値かどうかをこの一定の幅から大きく外れていないかどうかで判断する目安として用いております。本日ご審議いただく洲本川も赤い点でプロットしておりますけれども、ほぼ一定の幅に収まっており、妥当な範囲にあると考えております。

次、4ページ目をお開きください。このページは水質の状況を示してございます。県内の主な河川では、環境基準といたしまして、満足すべき水質の基準が定められております。その基準が定められている河川につきましては、河川に沿って色をつけております。左下の方に凡例を入れておりますけれども、類型の指定としましてはA AからEまで6段階ありますけれども、それぞれの度合いをあらわすB O Dについて、目標とする環境基準が定められています。それぞれの河川の色がその目標を示しております。

また、図には水質調査地点ごとにB O Dの75%値の観測結果を四角囲みで色分けして記載しております。このB O Dの値が小さいほど、一般的には水質は良いということになります。右上の凡例に示しますように水色が最も水質がよく、緑、黄、茶、赤と順に水質が悪くなっていきます。近年は下水道の普及に伴い、県内の殆どの地点で環境基準値をほぼ満足できる状況になってきていますが、本日ご審議いただく洲本川では下水道整備が少し遅れていることから、B O D 75%値が3から3.8と少し高い値となっております。洲本川では環境基準は定められておりません。水質の状況としてはやや悪い、B O Dが高いということでございます。

以上で、参考資料の説明を終わらせていただきます。

井上会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か

ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、本日の議題に入ることにいたします。

本日の審議事項は、次第に記載のと通りの1件でありまして、議題の「洲本川水系河川整備基本方針について」ということであります。前回は、ことしの3月26日に開催しました19年度の第4回河川審議会におきまして、知事から諮問されたものであります。本日、皆様にご審議いただきまして、審議会から答申したいと思っております。

それでは、「洲本川水系河川整備基本方針」の審議に入りますが、今回は委員の方が多数おかわりになって、私自身もそうですが、お替わりになっておりますので、「洲本川水系河川整備基本方針（案）」の内容について、事務局から再度になります。説明を受けたいと思います。

それでは事務局、説明をよろしくお願いいたします。

熊田河川計画室計画係主査 それでは、「洲本川水系河川整備基本方針（案）」につきまして説明させていただきます。河川計画室の熊田です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

洲本川の資料は、資料の1-1から資料の1-8でございます。資料の1-1につきましては基本方針の本文、資料の1-2から1-5が基本方針の根拠となった参考資料でございます。資料の1-6につきましては、昨年度諮問しました時点からの変更点、資料1-7につきましては、パブリック・コメントでの意見と、それに対する考え方の資料となっております。資料の1-8は、このパワーポイントの打ち出し資料となっております。

まず、基本方針につきまして概要を説明しまして、その後、資料の1-6、1-7について説明いたします。

それでは、基本方針の概要につきまして、パワーポイントと資料の1-8を用い

まして説明いたします。

まず、洲本川の河川の概要といたしましては、洲本川につきましては兜布丸山に源を発しまして、鮎屋川として山間部を北流します。その後、初尾川と合流しまして洲本川になります。その後、奥畑川、千草川の支川を合わせまして大阪湾に注ぐ2級河川でございます。

洲本川と鮎屋川を合わせた幹川の法定河川延長は約11.5キロとなっております。また、洲本川流域につきましては、洲本市、南あわじ市の2市に属しております。流域面積は約86.5平方km、流域人口は3万5千人となっております。

次に、河道の状況について説明いたします。

右下の写真につきましては、洲本川と千草川が合流した直下流にかかる潮橋から下流を見た河口部の写真でございます。明治時代につけかえを行っており、河道が直線になっております。

左上の写真につきましては、洲本川の中流部でございます。護岸がコンクリート護岸、または土砂からなっております、ところどころに河畔林が見られます。

右上の写真が巽川、左下の写真が奥畑川となっております、農地や住宅地の間を流れており、護岸はコンクリート護岸となっております。

次が洲本川流域の約4割を占める千草川筋でございます。千草川は、洲本市千草におきまして猪鼻川と竹原川が合流しまして千草川となります。

左上の写真が千草川、周囲には住宅などの市街地が広がり、護岸はコンクリート護岸となっております。左下の写真が猪鼻川、右下の写真が竹原川でございます。ともに周囲には農地が広がりまして、ところどころ住宅地が点在しており、護岸はコンクリート護岸または土砂となっております。

続きまして、洲本川の自然環境でございますが、河口から上流に向かいます順にお示しいたします。

河口付近は感潮域でございます、植生はほとんど見られません。感潮時には右

下の写真のように干潟があらわれます。感潮域のために魚類ではボラ、クサフグなどが生息しておりまして、底生動物ではアサリなどが生息しております。

次は、洲本川の中流部でございます。写真のように蛇行部の内側、護岸前の堆砂上に水際植生などが見られます。魚類につきましてはオイカワ、底生動物ではミズムシなどが見られます。また、回遊性のモクズガニ、外来種のおオクチバスなども生息しております。

次が洲本川の上流にあります鮎屋川でございます。流路の一部に大きな蛇行が見られます。蛇行に伴う瀬淵が形成されております。河道内に土砂が堆積した上にはミゾソバなどの一年生草本類やヨシ類などの植生が見られます。魚類につきましてはカワムツ、底生動物ではカゲロウ目などが見られ、カワナ類とともにゲンジボタルなども生息しております。

次に、洲本川の水質についてでございます。この図は水質の経年変化を示したグラフでございます。水質の指標としましては、BOD75%値を用いております。洲本川水系では水質汚濁に係る環境基準の類型指定はされておりませんが、参考としまして平成13年度から平成17年度までの直近5カ年のBOD75%につきましては、概ね2～5mg/L程度で、環境基準のC類型に相当しております。ただ、樋野川の馬木橋につきましてはやや水質が悪く、概ね4～9mg/Lとなっておりまして、環境基準のD類型に相当しております。また、洲本川流域の特徴としましては、ため池が数多くございまして、淡路島には兵庫県内の約4万3,000個のため池のうち約半分がございまして、

また、利水関係の施設としましては、農業や水道のためのダムも多く建設されておりまして、農業用水を補給するためのダムとしましては鮎屋川ダム、大城池、初尾川ダム、水道用水を補給するためのダムとしましては猪鼻第1、第2ダム、竹原ダムなどが建設されております。

次に、河川空間の利用としましては、洲本川の河口付近で近隣高校のボート部が

練習を行ったり、千草川の低水敷では人々が散策したりといった利用が行われております。なお、洲本川水系につきましては内水面の漁業権は設定されておられません。

次に、既往の洪水被害でございます。洲本川におきましては昭和40年、49年、54年、平成16年に大きな洪水がございまして、沿川で浸水被害等が発生しております。

次に、これが平成16年10月の台風23号によります浸水区域図になっております。水色で着色した部分が実際に浸水した区域となっております。これが平成16年10月の台風23号洪水によります被害状況の写真でございます。左側の写真が洲本川上流にあります桑間橋、右側の写真が、そのやや下流にあります大森谷橋の被災直後の写真でございます。

続きまして、洲本川の治水事業の経緯についてでございますが、洲本川のはんらん、洲本港への土砂堆積を防止し、旧河川の埋立地による市街地拡大を目的としまして、明治35年から37年にかけて洲本川河口から千草川合流点までが付け替えされております。

また、昭和以降の主な治水事業としましては、昭和40年、54年、平成元年の洪水の被害を契機としまして、洲本川で災害関連事業等により河道改修を実施しております。また、平成16年10月の洪水を契機としまして、奥畑川では災害復旧助成事業、鮎屋川、猪鼻川で災害関連事業を実施しております。また、洲本川、千草川、猪鼻川で激甚災害対策特別緊急事業を実施しております。

これは洲本川と鮎屋川の現況流下能力をあらわした図でございます。ここでの現況流下能力と申しますのは、現在実施しております災害に関連した工事が完了した後の状況を示しております。現況流下能力としましては、赤の線が基本高水のピーク流量であります。緑の線が計画高水のピーク流量になりますが、概ね計画高水流量以上となっていることがわかつてお思います。

このような流域あるいは河川の状況を踏まえまして、ここからは河川の総合的な保全と利用に関する基本方針をお示しいたします。

まず、洲本川の川づくりの基本方針としましては、「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針に基づきまして、河川整備の実施状況、水害の発生状況などを考慮するとともに、洲本市・南あわじ市の総合計画などを踏まえまして、河川の総合的な保全と利用を図ってまいります。

次に、災害の発生の防止または軽減に関しましては、計画規模の降雨で発生する洪水や高潮、改修が進む途中段階での洪水や高潮から沿川の住民、あるいは資産を守るために、具体には河積の拡大、洪水調節施設の整備、高潮対策などを行いまして、あるいは情報伝達体制・警戒避難体制の整備、あとハザードマップの活用支援などを行い、総合的な被害軽減対策を関係機関・沿川住民の方と連携して推進していきます。

次に、河川水の利用に関しましては、平常時につきましては河川の流況の把握、流水の正常な機能の維持に努めます。また、新たな水需要が発生した場合につきましては関係機関と協議・調整の上、水資源の有効な利用を図ってまいります。さらに、渇水・震災などの緊急時につきましては関係機関との連携によりまして、適切な河川水の利用が図られるよう配慮いたします。

次に、河川環境に関しましては、河川利用については周辺環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の整備に努め、水と親しめる場を創出していきます。河道につきましては瀬・淵の保全・再生に努め、河川の縦断的な連続性に配慮いたします。水質につきましては今後も関係機関と連携しまして、流域全体で水質の改善に努めてまいります。

次に、河川の維持管理についてでございますが、治水・利水・環境それぞれを考慮した上で、地域住民の方、関係機関と協力いたしまして、適切な維持管理を行ってまいります。

次に、河川整備の基本となるべき事項について説明いたします。

まず、基本高水流量と計画高水流量でございます。基本高水流量と申しますのは、ダムなどの洪水調節施設がない場合の河川の流量でございます。計画高水流量といえますのが洪水調節施設などによる調節後の流量でございます。

洲本川につきましては流域の重要度などを勘案いたしまして、計画規模を1/60としております。計画降雨量につきましては24時間で344ミリに設定しております。それを用いて検討した結果ですが、計画基準点、洲本橋地点におきましては基本高水のピーク流量を1,080 m³/sといたします。洲本川では洪水調節施設としまして鮎屋川、猪鼻川の上流に洪水調節施設の整備を考えておりますので、この洪水調節効果160 m³/sを見込みまして、洲本橋地点の計画高水流量につきましては920 m³/sとします。

続きまして計画基準点、洲本橋におけます計画高水位と概ねの川幅につきましては表のとおりでございます。長期的な治水計画といたしましては、計画高水流量をこの計画高水位以下で安全に流下できるように河川事業を進めてまいります。

最後に、流水の正常な機能を維持するために必要な流量についてでございます。洲本川では流量観測を行っておりません。また、基本方針における河道改修により河道が大きく変化することなどから、今回は正常流量は設定せず、今後、調査検討を行い決定することといたします。

以上が、洲本川水系河川整備基本方針（案）の概要でございます。

続きまして、資料1-6を用いまして、諮問時からの変更箇所、それと資料1-7を用いまして、パブリック・コメントで提出された意見と、それに対する考え方について説明いたします。

資料の1-6をご覧ください。資料の1-6につきましては、資料の1-1から1-5につきましては、諮問時からの変更対照表となっております。

1ページをご覧ください。これは基本方針の本文の修正箇所でございます。1カ

所修正してありまして、本文の3ページで誤記がございましたので訂正しております。本文の修正は、この箇所のみとなっております。

2ページをご覧ください。ここからは参考資料であります流域及び河川の概要に関する資料の修正箇所でございます。上から5つにつきましては、前回の河川審議会で審議会の委員の方から意見がございましたので、それぞれ出典を追記しております。下から2つ目につきましては、関係機関の意見ということで、ため池の数につきましては、平成20年4月現在の数に修正しております。一番下につきましては誤記を訂正いたしまして、ブラックバスの名称をオオクチバスに改めております。

3ページをご覧ください。3ページの1つ目、2つ目につきましては先ほどと同じように、ブラックバスの名称をオオクチバスに訂正しております。3つ目につきましては誤記がございました。南あわじ市緑町という地名はございませんので、南あわじ市の旧緑町というふうに誤記を訂正しております。4つ目につきましては、河川審議会委員の意見ということで出典を追記しております。下から2つ目につきましては、数値に誤記がございましたので訂正いたしました。一番下になりますけれども、関係機関の意見によりまして、平成19年3月現在の数値に修正しております。また、集計につきましては、洲本市と南あわじ市全域の数値であることから誤記を訂正しております。

4ページをご覧ください。4ページの1つ目につきましては、関係機関の意見によりまして平成18年の認可時の数値と異なるとの指摘を受けましたので、平成18年認可の数値をもとに修正いたしました。2つ目につきましては、先ほどの変更に伴い、図の番号を修正しております。一番下につきましては、関係機関の意見によりまして普及率の算定根拠を明記いたしました。

5ページをご覧ください。一番上につきましては、関係機関の意見によりまして、処理施設概要が計画値であるということを明確に記述することといたしました。2つ

目、3つ目につきましては、関係機関の意見によりまして出典を追記しております。

以上が流域及び河川の概要に関する資料の変更点でございます。

6ページをご覧ください。6ページにつきましては、利水に関する資料の修正箇所でございます。この修正につきましては、先ほどの流域の概要と同じ修正になっておりまして、数値の誤記を訂正しております。なお、資料1 - 3の治水に関する資料、資料1 - 5の環境に関する資料につきましては、変更等はございません。

以上が、諮問時からの変更点でございます。

続きまして、資料1 - 7について説明いたします。資料の1 - 7をごらんください。資料の1 - 7につきましては、洲本川の基本方針につきましのパブリック・コメントによります意見とこれに対する考え方の資料となっております。

1ページをご覧ください。洲本川パブリック・コメントにつきましては、平成20年5月20日から6月2日の2週間にかけて、意見の募集を行っております。その結果、8件の意見が出されております。

まず1つ目の意見としまして、管理用通路については地域住民の利便性に配慮されたいという意見がございました。これに対して県としましては、洲本市、南あわじ市と連携・調整を図りながら河川整備を進めたいと考えております。これにつきましては本文の6ページの下から7行目から一番下にかけて記載しておりますので、本文の修正等はないと考えております。

2つ目の意見としまして、河川整備や水質改善に努める等、地域住民が安心して暮らせるような川づくりを目指してほしいという意見がございました。これに対して県としましては、河道改修を初めとする施設整備に加え、地域住民や関係機関との情報共有等に努め、防災体制の充実を図りたいと考えております。これにつきましては本文の7ページ、5行目から14行目に記載しておりますので、本

文の修正等はないと考えております。

2 ページをご覧ください。3 つ目の意見としまして、河川からの農業用水の取水について、安全で管理のしやすいよう配慮いただきたいという意見がございました。これに対して県としましては、河川改修に伴い農業用施設の改築等が必要な場合は、洪水の安全な流下を図りながら、関係者と連携して施設整備を図りたいと考えております。これにつきましては本文の7 ページ、16 行目から18 行目と、この資料1 - 7 の3 ページの一番下にも記載しておりますが、8 ページの10 行目から12 行目の2 カ所に記載しておりますので、修正はないと考えております。

4 つ目の意見としましては、川は地域の子供たちにとって自然と触れ合うことができる数少ない場所ですので、河川整備に当たっては、深だまりや植生など魚や鳥類などの生き物がたくさん見られるような川づくりをお願いします。また、緩い傾斜の護岸や階段を設け、子供やお年寄りが川に近づきやすい環境にさせていただきたくようお願いしますという意見でございます。

また、5 つ目の意見としまして、貴重種を含む動植物の生態系に影響を及ぼすことがないように配慮した河川整備をお願いしたいという意見がございました。この2 つの意見につきまして県としましては、河道内の縦横断的な連続性や河道周辺環境との調和に配慮した護岸や魚道設置等の河道整備に努めます。また、階段の設置等、親水性に配慮した河川空間の整備に努めたいと考えております。これにつきましては本文の7 ページ、下から8 行目から下から2 行目にかけて記載のとおりですので、修正等はないと考えております。

次に、ナンバーのところに(2)と書いておりますけれども、先ほどの2 番目の意見と同じとなっておりますが、キーワードが違っておりますので再度記載しております。意見としましては、河川整備や水質改善に努める等、地域住民が安心して暮らせるような川づくりを目指してほしいという意見でございます。これに

対しまして県としましては、洲本市や南あわじ市などの関係機関と連携し、下水道整備など流域全体での水質改善に努めたいと考えております。これにつきましては本文の 7 ページ、一番下に記載しておりますので、変更等はないと考えております。

続いて 3 ページをご覧ください。6 番目の意見としまして、河川整備後も堆積土砂の撤去等、継続的かつ適正に河川の維持管理をお願いしたい。また、7 番目の意見としまして、河川改修工事をして川幅を広げても、川底の土砂を撤去しないことには、その効果を持続できない。今後、1 年置きぐらいのペースで川底の土砂撤去を継続して行ってほしい。

また、8 番目の意見としまして、洲本川河口付近に流れ込む陀仏川では洲本川の影響を受けやすく、平成 16 年に浸水被害を受けております。陀仏川河口が閉塞しないよう、洲本川の河口土砂の浚渫等維持管理をお願いしたいというふうな意見がございました。

この 6 番目から 8 番目の 3 つの意見に対しましては県としまして、洪水の安全な流下のためには、河道の維持管理が重要であり、河道内の堆積土砂に対しては適正な管理に努めたいと考えております。これにつきましては本文の 8 ページ、7 行目から 9 行目に記載のとおりですので、修正等はないと考えております。

以上が、パブリック・コメントの意見とそれに対する考え方でございます。

続きまして、諮問時に BOD と下水道整備についての意見がございましたので、説明したいと思っております。パワーポイントで説明いたしますので、スクリーンをご覧ください。

審議会での意見としまして、下水道整備率等が水質改善に寄与していることを示せないかという意見がございました。あと、平成 17 年度の BOD 75% 値が上がっておりますけれども、この原因は何なのかというふうなものでございました。このパワーポイントの資料ですけれども、上の図が下水道普及率、あと下水道の

処理区域の面積のグラフになっております。下のグラフがBOD75%値の経年変化でございます。これを見ていただきますと、徐々に下水道普及率、下水道処理区域面積が向上しております、それに伴い徐々にBODの値も軽減しておりますので、下水道整備が水質改善に寄与しているものと考えられ、今後も下水道整備に伴い水質が改善されるものと考えております。

また、平成17年度のBOD値が高くなっておりますが、ただ、これは平成18年度には改善しております。これにつきましては、ご覧の写真のように洲本川では、平成16年10月の台風23号によりまして流域の荒廃、あと河川、護岸の被災など多くの被害を受けております。この流域の荒廃に加えまして、平成16年度後半から復旧工事等が開始されまして、両者の影響が河川水質に影響を与えたと考えられます。ただ、水質悪化は一時的なものと考えております。

以上で、洲本川水系の河川整備基本方針（案）の説明を終わらせていただきます。

井上会長 はい、どうもありがとうございました。

ただいま、ことし前年度ですが、3月26日にありました河川整備基本方針（案）の説明を再度していただきまして、それから、それに対する委員からの修正指摘、それからパブリック・コメントの結果をご報告いただきました。

次に、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。なお、この会議では速記が入っておりますので、ご発言の際は、お名前を最初に言っていただきますようお願いいたします。それでは、ただいまの洲本川水系河川整備基本方針（案）につきまして、ご意見などがございましたらお伺いしたいと思います。どこからでも結構でございますので、よろしく申し上げます。

内藤委員 内藤です。パブリック・コメントの最後の3ページ、河川の維持管理のところパブリック・コメントの7番ですか、6、7、8と大体似たような内容ですけれども、この6、7、8に対して、もう既に織り込み済みということ

で、その文言も読ませていただきましたけれども、例えば、今後1年置きぐらいのペースで土砂の撤去を継続して行ってほしいというようなこの要望に対して、これは本当に可能なんですか。河川の土砂取りとかというような要望は、もうあちこちで地方の方ではあるんですけども、なかなかそれに回す財源が、森脇課長もたった今行革からお帰りになったばかりで大変だと思うんですけど、なかなか予算が回ってこない、道路特定財源のようなものが河川にはないということで難しい中で、こういったパブリック・コメントに対して、このような県の回答はどうかと、そのところの真意をコメントをしていただきたいと思います。

森脇河川整備課長 河川整備課長の森脇でございます。内藤委員からのお話があった河川内の土砂撤去でございますけれども、16年に兵庫県下大規模な災害を受けまして、そのときに緊急土砂撤去ということで、3カ年計画でさせていただいてまして、当然その後も引き続き維持管理の中で土砂、特に治水上の安全の確保という形で、土砂撤去を進めていくという方針には変わりございません。ただ、今おっしゃったように財政的に厳しい部分がございますので、その辺は河川の状況、バランスを考えざるを得ないところはあるんですけども、前回緊急的に撤去を実施したときにも、まずは閉塞が30%部分について、次に20%程度の阻害率がある部分について手をつけていくと。その後も予算の厳しい中であるんですけども、計画的に全ての河川を横並びにしまして、計画的に必要な箇所は撤去していくということで、確かに予算の中でも当然そういう形では手当していくということです。

井上会長 よろしいでしょうか。

内藤委員 ありがとうございます。たくさん河川の要望があるかと思えますけれども、まず本当に必要なところの土砂を撤去していただきたいと思います。

井上会長 他にいかがでしょうか。

山中委員 阪神水道企業団の山中です。都賀川の報告がありまして、本当に対

応が大変だったと思います。ご苦労様です。このことについての例えば教訓であるとか反省であるということがね。今回の整備基本方針の中には全くと言うとちょっと表現が良くないかもわかりませんが、例えば4番の意見のところでも、一般の意見からは河川に近付きやすいようにしてくれと、これはこれで結構なんですけどね。その答え方が、これだけでは足りないんじゃないかなというふうにちょっと思いますので、あとはもう委員長に一任といいますか、事務局にも一任しますので、少しちょっと何か書き加えることが必要なのではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

井上会長 事務局の方、今の要望に対しまして何かありますか。

森脇河川整備課長 山中委員のおっしゃったとおりの部分がございます、今回の事故の反省といいますか、特に、通常、河川の利用は自由使用が原則の中で利用させていただいて、その中で危機管理といいますか自己防衛、自己責任の範囲内での利用というのを我々も当然考えておりまして、今回の案件の中では特に、そういう危機に対する共通認識の部分が若干薄れてきた部分があるのではないかと、先ほど、私、欠席して恐縮だったんですが、説明の中でも、まずはそういう川の持つ危険性、それに対する安全対策の啓発なり情報提供が大事と考えております。

ご指摘の部分は当然、そういう今回の事件の経緯を踏まえて、従前から取り組んできてはおるんですけれども、おっしゃる部分について先程ご指摘を受けた部分についてもそういう危機喚起、啓発を前提とさせていただいた形での検討をしていきます。

井上会長 よろしいですか。

森下委員 森下です。

多分これ、この間申し上げていることだと思うんですけどね。洲本川のような川は下水が整備されてきても、あまりきれいになる川ではないんですよ。それで、

どうきれいになる川じゃないかといいますとね。勾配がそんなになくて、流量がなく、自然のフラッシュ効果が期待できないから下水整備が進んだとしても、そんなにBODが下がるというところではありませんので、この河川工事をされるときに、その水質を良くするためにはどういう工事をしたらいいかということを考えていただくことが、より大切ではないかと思うんです。

改修工事をされるときに今まですとね、洪水のことだけを一生懸命されてきたのと、もう一つは自然環境に対してできるだけ影響を与えないようにしてきたんですが、一つ一番大事なことは、やはり洲本川の地理的な条件とそれから環境条件とかを見ると、これから先もっとももっとたくさんの人があそこで遊びたいというふうな、そういう気を起こしていく川ですので水質をもう少し、下水道の整備をされることも大事ですけれども、ただ下水道の整備をきっちりしていても、そんなにきれいにはならないだろうという予測のもとに、少し河川工事をそういう方向で浄化ができる、自然の浄化ができるような構造にさせていただくと良いのではないかなあと思っております。それは浚渫も踏まえて、絶対的な条件だろうと思います。一つのことだけではなくて、幾つかのことをかみ合わせた対策というのが必要になってきているような気がします。

それからもう一つですね、このご説明いただいたところの洲本川の水質というところで、この写真のところのBODのところね。これ、説明を受けたんですけども、そのBODの認識がちょっと、土木の人の認識と我々水質を専門にしている者との認識の違いが大きいのかなあというのがありますので、確認をしておきたいんですが、BODの75%値というのは、これ、行政上の達成目標に向かったことであって、科学性が何も無いんですね。要は、科学的な根拠がないことを行政的にやっぱり、ぶれているのは除いておいてやろうというような申し合わせ、これ、社会通念みたいなもんですが、それでたまたまやっているの、こういうところでご説明されるときには、そういう75%値で説明されずに、生のデータ

で説明される方がいいのではないかと思います。

なぜこういうことを申し上げるかといいますとね、洲本川の河川の水質の状況というのは季節産業、季節の季の産業に非常に関わりがあって、春と夏と秋との季節的な変動が非常に大きいと思うんです。特に、夏、子供たちが遊ぶときには、BODはもっと下がっている訳ですから、もう少しきめ細かくね、出していただくと、洲本の人たちが喜んでくれるようなデータが出てくるんじゃないかなあと、思います。どうぞ切り捨てのところを入れていただいて、正確な値でこういう数字を書いていただくのが良いかと思います。多分いろんな、皆さんご存じないと思いますが、75%というのは大変危険な数字でね。一番いい数字と一番悪い数字を切り捨ててしまっ、真ん中で平均をとる手法なので、どこに、その高い原因があるのか、どこに低い原因があるというようなことがわからないようになるね、これは行政的配慮の結果ですから、よろしくお願いします。

井上会長 あとの方は、どちらかと言えばコメントに近いかと思うんですが、最初の方の自然浄化とか、そういうものは今の基本方針の中では反映されている、反映というか書き込んであるというふうに考えてよろしいんでしょうか。基本方針ですのでね。あまり細かなことをきちきち書き込むわけにはいかないの...。

森下委員 でも、基本方針の中にも表として、水質を改善するような方向でやるというのを入れていただくとね。

井上会長 なるほど、はい。ただ、先程ありましたA3のこの図で、やはりこの一番最後の図ですね。やはり淡路島のところだけ、淡路がこっち側の方に比べて余りにもちょっと、率直に言って見劣りがするということは事実だろうと思いますので、やはり今おっしゃったことのような方策も含めて水質改善に取り組んでいただくことが必要だと思います。

森下委員 だけど兵庫県自身がね、淡路島を自然環境の島として評価をして、そして、たくさんの方が踏まえて、よその人も行くようになってるんだから、そ

こをせっかく建前として書いてるんだから、何かもう少し、にぎやかにね、川を生かしてやろうというような意気込みを書き込んでくださいませんか。

永井河川計画室長 河川計画室長の永井でございます。今回の基本方針の7ページに、これはいわゆる工事の中でどうするかというよりも水質につきましては、今後も関係機関と連携し、流域全体で改善に努めると、そういう一般的な記述に終わってしまして、先生おっしゃるように具体の工事の中で、どういうことができるのか、そういうのをひっくるめて、整備計画を策定する中で検討させていただきたいと思っています。

この水質につきましては非常に私も気になっておりまして、ちょっと各市町の県下41市町の下水の状況を調べました。洲本は41市町の中で最下位で、下水の普及とあわせて合併浄化槽等も入れまして約52%ということで、淡路には3市でございますが、いずれも下から3番目あるいは4番目で、洲本が一番悪いということで、当然地形的な状況とか感潮区間が結構奥まで入っているという状況の中で、先生がおっしゃったフラッシュ効果、この辺も非常に期待できないところがあり、その辺が非常に課題だと思っておりますが、下水も水質改善の非常に大きな要素でありますので、今後とも市とも連携する中で、河川工法も検討し、より水質改善に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

永富委員 議会の永富です。これからかもわかりませんが、わかっている範囲でいいんですが事業期間、それから総事業費、財源内訳、当面1、2年の予算がわかっておりますら。これからなんでしょうかね。

永井河川計画室長 先生おっしゃったように具体の事業をこれからどうするかということでございますが、今、災害復旧の工事、助成事業、関連事業は、一応終わっておりまして、あと激特の事業が残っています。今回の基本方針につきましては、激特の事業、災害関連の事業等が終わった後、どういう形で整備を進め

ていくのか、その基本的な考え方を今回決めていただくということでございます。それにつきまして、先ほど見ていただいたように、一部流下能力の足りないところも当然ございます。これを今後20年、あるいは30年かけてやっていく、いわゆる整備計画を今地域の方も入っていただいた流域委員会をつくりまして、検討中でございます。その中で、具体的に幾らで、どの箇所をやるのか、まだこれから審議していただくということでございますので、今回はご了承いただきたいということでございます。

永富委員 要望なんです、激特事業については私も現場を見せていただきました。地域の住民の皆さんから見ますとね、市道も県道も一緒なんですよね。河川みんな一緒なんです。ですから、いい計画をつくられましたら、できるだけスピード感を持って取り組んでいただきたいと、これは要望なんです、よろしくをお願いします。

井上会長 ありがとうございます。他にあるでしょうか。

私少し気になっていたのが、ちょっと技術的な細かいことになるんですが、河川のモニタリングですね。手っ取り早く言えば流量観測がずっと続けられていないという具合に基本方針の中で書いてありましたが、やはり洲本川ぐらいの大きさの川になったら、そういうものは少なくとも1カ所ぐらいあっても良いのではないかと思うんですが、それはいかがでしょう。それもやはり整備計画の中でいろいろの話でしょうか。

森脇河川整備課長 ご指摘のように県全体を見ますと非常に恥ずかしい部分もあるんですが、流量観測データ等があるというのは、ダムのあるところぐらいにして、あと大きな河川であれば基準点で流量観測、低水を含めてやっているわけです。確かに洲本川は基準点はあるんですけども、今まで流観と低水、あるいは高水も含めましてやってないと。確かに流量資料としては、ある程度他の河川等のデータがあるんです。洲本川独自の流量資料というのはなかなかそろって

ないので、その辺もまた今後、河川の維持管理計画等をつくる話もこの中にありますけれども、その中でまた検討していきたいと思います。

井上会長 ありがとうございます。

尾崎委員 尾崎ですが、都賀川の災害といいますか事故があったわけですが、ご説明いただいて状況はわかりました。私はこの事故が起きたときには、まず第一に感じましたのは、人災だという感じを受けたんですね。というのは、これまでにある程度の方が予測されていても、この程度で心配はないと。あるいは、その通報体制が十分でなかったとか、あるいは、そこへ入り込んでいた人が状況を見て、すぐに反応するその対応が遅かったとかですね。あるいは救援をしていたという話もありましたけれども、僕はやっぱりもっと、これをもっと強く受けとめていかないといけないなど。というのは今、親水ということ、また、環境の面からもいろいろな点で川の利活用、そうした効果みたいなことを考えられてね。十分考えて進められてきたこういう整備だと思うんですけれども、やはり考え方の基本が甘いのではないかなと。

昨日、一昨日の山地の崩落などがあったんですが、あそこでも石が山の上に浮いていて、こういうことが起こった、そんなことあるかもしれないという危険箇所は県内にたくさんあるんですね。やっぱりそれはめったに起こらないかもわからないし、それはもう例外的な突発的なことだと言えることも、もう少し基本的に厳しく受けとめて、こういう河川の整備の全体、そしてまた河川利用とかね。あるいは、それらの効果とかいうものも総合的に、もっと踏み込んで考えていかなければいけないんじゃないかと。

そういう意味でちょっと大変失礼な言い方ですが、今日、状況の報告は受けたのですが、もう一步踏み込んで受けとめ方というのは即できていないと、せっかくのその河川計画の議論も基本的なところでちょっと甘いんじゃないかなと思います。ちょっとそんな感じがしましたので、今後お互いに十分注意してやってほし

いという意見です。

井上会長 ありがとうございます。何かありますか。

森脇河川整備課長 委員がおっしゃったように、確かに都賀川の件に関しましても地元住民等も含めて川づくり、参画と協働というふうな形でずっと進めてきていまして、当方としては、そういう整備する中でも散策路なりタラップ、あと注意看板等も整えていた、そういう中で事故が起きたということで、今後の対応の説明があったかもわからないですけれども、河川管理者としてどういう形で進めていくのかということで、基本的には危機意識といたしますか、河川利用者の方にも啓発といたしますか、まず第一に啓発・情報提供、その辺をソフト面含めてハード面も取り組んでいこうということで、今回のこの対応を踏まえて、そういう啓発なり情報提供をまず第一に、さらに今回の例で見ますと、もっと情報提供を密にといたしますか、判断の手助けとなるような情報提供を事前に提供する必要があるのではないかなど。川の方でそういうハード面に加えてソフト面の整備も必要だと思います。

先ほど山中委員からもご意見いただいたような、同じご意見だと思うんです。そういう部分も今からの川の整備なり基本方針の中で、やっぱり大事なポイントとして置いて、取り組んでいく必要があると思います。

井上会長 これは洲本川に限らない話なんですけど、私がもう一つ思っているのは、河川に流出している下水道、雨水流出ですね。それが割合大きい川であっても、その流出口のあたりだけが非常に、ああいう極端な雨の場合には非常に厳しい状況になるんじゃないかと思imasuので、その辺についても私は注意喚起が必要ではないかというふうに考えております。

都賀川の例は、多分あれは、今、確か土木学会が調査しているんだと聞いておりますが、都市に降った雨の下水が一気に集中したのではないかというふうに言われて、そういう見方らしいんですが、それはもう少し大きい下水道になると、や

はり危険なことにもなるかと思imasので、その辺も是非注意喚起を図っていき
たいというふうに私は思っています。これは洲本川に限った話ではございません。

吉田（秀）委員 吉田なんですけれども、私もそれに関して同じような意見で
す。もうこれだけ環境がいろんな形で変化をしていきますと、今回、今年は特に
ゲリラ豪雨はあちこちであったんですけれども、この基本方針を見ても、洪水と
か高潮なんかに関するいろんな意味での整備というのは、ずっと進めてきている
と思うんですね。もちろん局地的に降った雨の、その下水がどういうふうになる
かとかということももちろん考慮してのいろんな計画だと思うんですが、この環
境の変化に対応せざるを得なくなってくるようなことがもっといろいろ起こって
くると思うんですね。その辺のことも今後の河川計画に、もう考えていかざるを
得ないようなことになるんじゃないかと思うんですね。

ですから、もちろん今までの経験、いろんな災害を踏まえてのことだと思うんで
すが、新たにやはりもう少しグローバルな目で災害に対して対応していくという
ことも今後は盛り込んでいく、考えていくべきじゃないかなあというふうに私は
思っております。その辺のことも是非是非考慮して、計画をまた考えていただけ
たらなあと思います。

井上会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

吉田（忠）委員 内水面の吉田といいます。お世話になっております。初めて
出席させていただいて、どんな形でやっておられるかなというのが興味津々でち
よっと聞いていたんですけど。洲本川の流域の水質、環境とか、いろんな形のも
のを言われていました。今言われているのは、今の基準に基づいたことを言っ
ているような感じがしますね。今からの基本計画というのは今言われたように20
年、30年、40年、50年というような形の中で、財政困難の中で考えていく
のであれば、もっとその考え方がシビアな考え方になったら良いんじゃないかと
思います。というのはこの中で、河川の水質の中でBODだけ取り扱ってありま

すけど、他でいろんな形のものの中で、水質の中で考える項目があるんじゃないか
と思います。

それと下水道が普及しました。というのは私が住んでいるところは宍粟市なんです
けれども、宍粟の方だったら70%、80%というような形の中で集落排水なり
下水道が完備されています。その中で、やっぱりその完備された中で問題がかな
り起きています。河川環境がやっぱり昔と変わってきているということ
ですね。一つは、やっぱり今の下水道の排水基準というのは必ず塩素、次亜塩素
酸ソーダが入っていないと流出できないというようなことになっておりますが、
そういう形の中で、やっぱりその中で、その近くの河口の方になりましたら水生
生物が生息しなくなって、それから今まで発生していなかったカワシオグサが大
量発生していると。いろんな形のもが出てきている。私の考えとしては、今か
らやっぱり20年、30年後の河川計画をするのは、やっぱりそういう面も考え
られた整備計画を行ってもらいたいと思います。

井上会長 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、現在の基準で見
ている訳で、その辺、将来どう変わっていくか、それはちょっとはっきりわから
ないところもたくさんありますので、その辺は柔軟にやっていけるようにという
方針にしていただければと思っております。他にいかがでしょうか。

ございませんようですので、それでは、ただいまいろいろ各委員からご指摘の
ありました、例えば今の水質のお話であるとか、あるいは安全の問題ですね。そ
の辺につきまして、ご指摘に従って事務局で修正をご検討いただいて、最終的に
は私が確認して、それで洲本川水系河川整備基本方針（案）ということとして認
めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

井上会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員と私が修正を確認した上で答申するということにいたします

ので、よろしく願いいたします。

これで予定しておりました議事は終了いたしました。その他に事務局からご報告あればお願いいたします。

森口 武庫川企画調整課長 武庫川企画調整課の森口でございます。

本審議会には2つの部会が設置されており、本日、部会の委員の選任についてお願いをしたいと思います。ただいまお手元の方に資料をお配りしてありますが、2つの部会、治水部会と環境部会を設置しており、表面に委員の名簿案、裏面に部会の設置目的等の概要を記載した資料でございます。この部会に属する委員及び部会長の指名を会長にお願いしたいということです。

本日初めての委員もいらっしゃいますので説明させていただきますと、平成18年9月に知事から武庫川水系の河川整備についてという諮問をいたしておりまして、これを審議するために、この2つの部会を設置しています。

昨年度、武庫川水系の河川整備基本方針(案)につきまして、部会でご審議いただき、本審議会でも妥当である旨の答申をいただきました。現在、県では、その後、武庫川水系の河川整備計画原案の策定に着手しており、この整備計画の策定に関して重要となる事項につきまして、引き続き部会でご審議をしていただきたいと思いますと考えております。この部会に属する委員及び部会長につきましては、兵庫県の河川審議会条例第8条の規定に基づきまして、会長が指名するという事になっております。委員の改選等がございましたので、改めて会長のご指名をお願いいたします。既に名簿は修正しているところではございますが、治水部会に村本前会長が入られておりますので、後任として井上会長をご指名いただき、その他の委員の方々及び部会長につきましては、引き続きお願いしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

井上会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、この河川審議会に治水・環境の2つの部会を置いている旨

の説明がありまして、それから、部会の委員指名について提案がありました。手続上、部会に属する委員の指名については会長が行うということですので、私としては、この名簿のとおり指名したいと思っております。ご了解をお願いいたします。この件を含めて何か部会に関しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

ございませんようですので、部会委員の指名につきましては、これで指名が終わったということにさせていただきます。

ここで、司会者に進行役をお返しします。委員の皆様には審議を円滑に進めていただき、ご協力ありがとうございます。

司会 井上会長、本当に円滑に審議を進めていただきましてどうもありがとうございました。この審議会、次回なんです、11月ごろに予定しておりますので、皆様よろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、これをもちまして、審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。